

LPFS

レーザ加工管理技術者認証基準

Standard for certification of laser processing coordination personnel

LPFS 1001 : 2020

平成 23 年 2 月 17 日 制定
令和 2 年 8 月 24 日 改定

一般社団法人レーザプラットフォーム協議会

一般社団法人レーザプラットフォーム協議会規格

レーザ加工管理技術者認証基準

Standard for certification of laser processing coordination personnel

序文 要求する品質を満足し、安全な製品を製作するためには、レーザ加工に関する必要かつ十分な知識、職務能力及び経験を有するレーザ加工管理技術者の管理のもとで、レーザ加工管理技術者の任務及び責任により、設計、施工計画、施工基準、検査基準などが決定され、適正な施工が行われなければならない。

一方、溶接全般については、社団法人日本溶接協会は溶接管理技術者を認証することを目的として、1970年に日本溶接協会規格 WES 8103（溶接管理技術者認証基準）を制定し、溶接管理技術者の認証を実施している。

この規格は、日本溶接協会規格 WES 8103（溶接管理技術者認証基準）を参考にして、レーザ加工管理技術者に限定した認証基準を規定したものである。

1. 適用範囲

この規格は、一般社団法人レーザプラットフォーム協議会(以下、協議会という。)がものづくりを対象としたレーザ加工管理技術者を認証するための認証基準について規定する。

2. 参考規格

日本溶接協会規格 WES 8103（溶接管理技術者認証基準）

3. 定義

この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **適格性** レーザ加工管理技術者の知識、職務能力及び経験がこの規格に適合していること
- b) **協議会** 一般社団法人レーザプラットフォーム協議会
- c) **認証** 適格性について審査及び評価試験を実施し、合格した者に対して協議会が証明すること
- d) **適格性証明書** 認証されたレーザ加工管理技術者へ協議会が交付する文書
- e) **申請者** 認証を求めて申請する者
- f) **登録者** 評価試験に合格し登録されたレーザ加工管理技術者
- g) **再認証** 登録者が所定の再認証の審査に合格し、認証の有効期間終了後も引き続き認証されること

4. レーザ加工管理技術者の認証等級

4.1 レーザ加工管理技術者の認証等級（以下、等級という。）は、この規格に定める審査及び評価試験により決定する。

4.2 等級は、レーザ加工管理技術者の任務及び責任、知識及び職務能力に基づいてそれぞれ1級、2級及び3級とする。（表1 参照）。

表1 レーザ加工管理技術者の任務及び責任並びに知識及び職務能力

等級	任務及び責任	知識及び職務能力
1級	次の事項を実施し、レーザ加工に関する総括的な責任を負う技術者 a) レーザ加工仕様書の確定及びレーザ加工手順書の承認 b) 作業記録及び成績書等の承認	レーザ加工技術に関する包括的技術知識及び施工、管理などに関する統括職務能力
2級	次の事項を実施し、業務遂行のため監督・指導を行う技術者 a) レーザ加工仕様書の確認及びレーザ加工手順書の作成 b) レーザ加工技能者の監督・指導 c) 設備及び機器の点検・校正	レーザ加工技術に関する技術知識及び施工に関する職務能力
3級	次の事項を実施し、安全に業務遂行を行う技術者 a) レーザ加工を安全に遂行できる知識	レーザ加工安全に関する知識及び職務能力

5. 受験条件及び受験条件の審査

5.1 受験条件 2級レーザ加工管理技術者の申請者は、レーザ加工に関わる実務経験を有していなければならぬ。所属企業における在職証明書またはそれと同等の書面において、申請時に実務経験を証明しなければならない。レーザ加工管理技術者2級において必要とされる実務経験年数は原則として3年と定める。

5.2 受験条件の審査 協議会は、申請者からの申請書類に基づき、申請者が受験条件に適合していることの書類審査を行う。

5.3 等級の変更 3級レーザ加工管理技術者が2級への等級変更を希望する場合、協議会は、申請者からの申請書類に基づき、申請者が受験条件に適合していることの書類審査を行う。2級への等級変更には3級取得後から3年の実務経験を有していなければならない。2級レーザ加工管理技術者が1級への等級変更を希望する場合、協議会は、申請者からの申請書類に基づき、申請者が受験条件に適合していることの書類審査を行う。1級への等級変更には2級取得後から5年の実務経験を有していなければならない。所属企業における在職証明書またはそれと同等の書面によって実務経験の証明が必要となる。

6. 評価方法

協議会は、認証に関わる講習会を年に1回以上開催する。この際、レーザ加工に関する任務及び責任を遂行する知識及び職務能力を確認する試験を実施し、認証の可否を判断する。

7. 合否判定基準

- 次のa)及びb)をともに満足する者を合格とする。
- 協議会が開催する認証に関する講習会に参加
 - 筆記試験で所定の点数以上の点数を得ていること。

8. 登録期間及び適格性証明書

8.1 登録期間 認証の登録期間は、5年とする。

8.2 適格性証明書の交付 協議会は、7.に示した基準を満たし、所定の手続きを完了した申請者へ適格性証明書（以下、証明書という。）を交付する。

8.3 証明書の有効期間 証明書の最初の有効期間は、5年とする。

8.4 証明書の失効 証明書は、有効期間を過ぎた場合、その効力を失う。

9. 認証の失効

次のいずれかに相当する場合、認証は失効する。

a) 証明書の有効期間が満了した場合。

b) 申請から認証までの全過程における不正行為、認証後の証明書の故意による誤使用、業務上の不正行為、重大な過失に起因する苦情などがあり、協議会が証明書の取消が相当と認めた場合。

10. 再認証

10.1 登録者は、8.3に定める有効期間満了前1年以内に、かつ認証が失効する前に、再認証審査を受けることができる。

10.2 再認証の審査は、再認証審査申請書に基づく書類審査（実務経験期間の証明）により行う。